

04 課題別事業計画

■ 取組・実施策の記載方法

取組の通し番号・取組名を示しています。

取組 1 ● 地域生活支援拠点事業の充実

地域生活支援拠点の事業運営状況等について、関係機関による検証及び検証結果を踏まえた見直し等に
取り組み、地域生活を支えるための機能の更なる充実を図ります。

実施策の通し番号・実施策名・実施策担当課を示しています。

実施策	R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度
① 事業運営状況等の検証及び検証結果を踏まえた取組(障害施策推進課)	検討	実施	▶

取組 2 ● 基幹相談支援センターの機能強化

相談支援事業従事者の支援ニーズの把握と、ニーズに沿った専門的な支援を
の見直しに継続的に取り組みます。

② 区内相談支援事業所への的確な支援に向けた支援ニーズの把握
相談支援体制の充実・強化に向け、区内相談支援事業所への的確な支援を行うため、区内相談支援事業所を定期的に訪問し、支援ニーズの把握を行います。

③ 区内相談支援事業所に対する専門的な支援及び助言件数の増加
相談支援体制の充実・強化に向け、区内相談支援事業所に対する専門的な支援及び助言件数の増加を図ります。

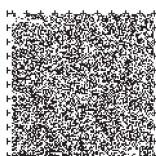
【行動目標】
年度単位に取り組み内容を示します。
青い矢印(▶)で示している箇所は、
継続を示しています。

必要に応じて、実施策内容の
説明を記載しています。

実施策	R4(2022)年度 現状	R8(2026)年度 目標
② 区内相談支援事業所への的確な支援に向けた支援ニーズの把握(障害施策推進課)	0回(未実施)	2回
③ 区内相談支援事業所に対する専門的な支援及び助言件数の増加(障害施策推進課)	0件(未実施)	60件

実施策	R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度
④ 事業運営等の検証及び検証結果を踏まえた見直し(障害施策推進課)	実施	▶	▶

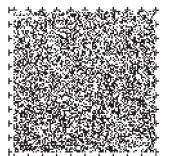
【数値目標】
令和4年度を現状値とし、令和8年度までに達成すべき目標を数値で表しています。





安心して暮らせる
地域社会

- 施策① 相談支援の充実
- 施策② 暮らしの場の整備
- 施策③ 心のバリアフリーの推進
- 施策④ 保健・医療・福祉の連携強化
- 施策⑤ 権利擁護の推進
- 施策⑥ 災害時支援体制の強化



現状と課題

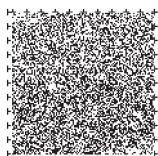
相談支援体制の充実を図るため、区では平成29年度に地域生活支援拠点を開設し、365日24時間の地域における身近な相談、緊急時の受入れ対応、自立に向けた体験の機会及び場の提供等を実施しています。また、令和3年度に基幹相談支援センターを開設し、相談支援の中核的な機関として、相談支援事業所への総合的な相談対応、相談支援事業所等の各相談機関・関係機関とのネットワーク構築や地域の相談支援体制の強化及び質の向上に取り組んでいます。今後は、両機関のこれまでの運営状況等の検証や、各相談支援機関や関係機関との連携強化を促進し、更なる機能強化を図る必要があります。

区内5か所に設置している地域包括支援センターは、全ての区民を対象に、世帯が抱える複雑化・複合化する障害を含む様々な課題を丸ごと受け止める「住民にもっとも身近な保健福祉の総合相談窓口」です。また、福祉総合課は、地域包括支援センターの後方支援を行うとともに、「福祉の総合相談窓口（福祉のコンシェルジュ）」を設け、障害・介護・生活困窮等の包括的な相談支援の中核を担っています。気軽に相談できる窓口として、今後もより相談しやすい環境づくりや、適切な支援を行うための関係機関との連携強化が重要です。

目黒区障害者自立支援協議会では関係機関、関係団体、行政等の様々な立場の関係者が、区の障害者の支援体制に関する課題等について協議しています。障害者支援の入り口である相談支援における様々な相談事例からは、地域の課題を幅広く把握することができることから、協議会において相談支援の事例を通じて明らかになった課題を共有し、支援体制の強化に向けた協議を進めていくことが求められています。

施策の方向性

- 地域生活支援拠点における、相談、緊急時の受入れなどの取組について、関係機関による検証及び検証結果を踏まえた見直し等に取り組むことで機能強化を図り、これまで以上に地域生活における安心の確保、地域生活への移行・継続の支援を進めていきます。
- 基幹相談支援センターは、区内の相談支援事業従事者との信頼関係をより一層強化し、支援ニーズの把握と的確な支援等により、相談支援体制の充実・強化に向け中心的な役割を果たしていきます。
- 地域包括支援センターでは、区報や包括だより、SNS等を利用した周知活動や、「出張相談会」の定期的な開催により、地域とのつながりをさらに深め、障害を含めた多分野に渡る相談がより身近な場所で行えるよう取り組んでいきます。また、関係機関と密接に連携・協働しながら適切な支援や社会資源につなげられるよう連携強化を図ります。
- 目黒区障害者自立支援協議会の機能強化・役割の明確化を図ることで、課題の大きい相談事例を活かし、地域の支援体制の強化につなげていきます。



取組 1 地域生活支援拠点事業の充実

地域生活支援拠点の事業運営状況等について、関係機関による検証及び検証結果を踏まえた見直し等に取組み、地域生活を支えるための機能の更なる充実を図ります。

実施策	R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度
① 事業運営状況等の検証及び検証結果を踏まえた取組(障害施策推進課)	検討	実施	

取組 2 基幹相談支援センターの機能強化

相談支援事業従事者の支援ニーズの把握と、ニーズに沿った専門的な支援を行うための体制強化・事業の見直しに継続的に取り組めます。

② 区内相談支援事業所への的確な支援に向けた支援ニーズの把握

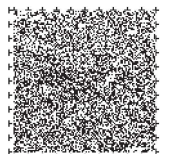
相談支援体制の充実・強化に向け、区内相談支援事業所への的確な支援を行うため、区内相談支援事業所を定期的に訪問し、支援ニーズの把握を行います。

③ 区内相談支援事業所に対する専門的な支援及び助言件数の増加

相談支援体制の充実・強化に向け、区内相談支援事業所に対する専門的な支援及び助言件数を増加していきます。

実施策	R4(2022)年度 現状	R8(2026)年度 目標
② 区内相談支援事業所への的確な支援に向けた支援ニーズの把握(障害施策推進課)	0回(未実施)	2回
③ 区内相談支援事業所に対する専門的な支援及び助言件数の増加(障害施策推進課)	0件(未実施)	60件

実施策	R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度
④ 事業運営等の検証及び検証結果を踏まえた取組(障害施策推進課)	実施		



取組 3 包括的支援体制の充実

包括的な相談支援を担う「福祉の総合相談窓口（福祉のコンシェルジュ）」、地域包括ケアシステム * の要となる地域包括支援センター、地域に寄り添うコミュニティ・ソーシャルワーカー * が連携しながら、複雑化・複合化した課題を抱える住民の支援を行います。

⑤ 包括的な相談支援体制を推進するための連携強化

様々な関係機関との支援会議や各種連絡会の開催を通し、地域のネットワーク構築の推進を図ります。

⑥ 地域住民・支援者に向けた周知・啓発

区報などの広報媒体の活用や関係機関の会議において、出張相談会等の周知・啓発を図ります。

実施策	R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度
⑤ 包括的な相談支援体制を推進するための連携強化(福祉総合課・健康福祉計画課)	実施		
⑥ 地域住民・支援者に向けた周知・啓発(福祉総合課)	実施		

取組 4 目黒区障害者自立支援協議会の体制等の見直し

目黒区障害者自立支援協議会の機能強化・役割の明確化を図るために体制等を見直し、事業者等が日々対応する相談事例等から地域課題を抽出・協議していく仕組みとすることで、地域の支援体制の強化を図ることを目指します。

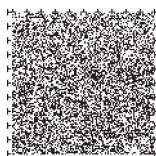
⑦ 協議会の体制等の見直し

機能強化・役割の明確化に向けた体制等の検討を行います。

⑧ 相談事例等から地域課題を抽出・協議していく仕組みづくり

相談事例等による地域課題の抽出・協議を行います。

実施策	R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度
⑦ 協議会の体制等の見直し(障害施策推進課)	検討	実施	
⑧ 相談事例等から地域課題を抽出・協議していく仕組みづくり(障害施策推進課)	検討	実施	



コラム1 地域生活支援拠点を知っていますか？

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための切れ目のない支援を実施するため、平成29年度に地域生活支援拠点を開設しました。

本コラムでは地域生活支援拠点で実施している主な事業を紹介します。

身近な相談

「自分のこれからの生活が不安で誰かに相談したい」「携帯電話を持ちたいけどどうしたらいいかわからない」など、生活のなかの様々な相談を受け付けています。

緊急時の受入れ対応

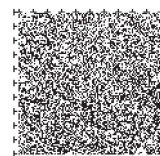
地域生活支援拠点を含む区内の事業所が連携して、支援者の急病など緊急時に、障害のある方の受入れ及び支援を行います。

体験の機会・場の提供

施設入所に向けた体験などのため、支援者のもとを離れて過ごす場を提供します。



地域で安心して生活できるようにサポートしますので、何かお困りの際は相談してください。



現状と課題

障害のある人が地域で安心して暮らし続けていくための環境整備に向けて、自宅での暮らしを支える家族の高齢化と「親亡き後」などを見据えた取組や、自立した生活のための住まいの確保を支援するための取組とともに、公共施設等のユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進していくことが重要です。

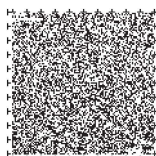
障害者グループホームは、障害のある人が、支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくための住まいとして重要な役割を担っています。区では、グループホーム整備に対する支援等により整備促進に取り組んでいますが、障害のある人及び家族の高齢化に伴い、グループホームに対する需要は今後ますます増加していくことが見込まれるため、整備促進のための取組を更に進めていく必要があります。

住まいの確保の支援として、分野を超えた多様な課題解決に向けて設置した包括的な相談支援機関である「福祉の総合相談窓口（福祉のコンシェルジュ）」に令和4年4月から「住まいの相談員」を配置し、生活支援と一体的に住まいの相談支援を行うワンストップ型相談支援体制の充実を図っています。また、令和4年5月に障害のある人を含む住宅確保要配慮者^{*}の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等に関し必要な支援について協議する会議体として「目黒区居住支援協議会」を設置しました。今後もこれらの取組を継続・発展させ、障害のある人が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが求められています。

福祉のまちづくりの推進については、これまでの事業の進捗等を踏まえ、事業者・区民との連携・協力のもと、バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進等の施策を効果的に展開するため、区全体の方針を示す「目黒区移動等円滑化促進方針」及び地区単位での取組を示す「バリアフリー基本構想」の2つの計画を令和4年3月に策定しました。今後は、これらの計画に基づく各種取組を着実に進めていくことが重要です。

施策の方向性

- 障害者グループホームについては、都心において適した土地の確保が困難であることや、建築資材費の高騰などの状況を踏まえ、施設整備等に対する補助のほか、国公有地、空き家の活用など様々な施策を組み合わせながら、整備促進に取り組めます。
- 福祉の総合相談窓口で行う住まいの相談員については、生活相談と一体的に実施することで、一人ひとりの状況に応じて障害者支援機関と連携して必要な支援に繋がります。
- 居住支援協議会では、構成員である地域福祉団体、不動産団体、行政が相互に連携して居住支援施策を推進し、地域福祉の向上を図っていきます。さらに、不動産業者や家主に対する障害理解への啓発に努め、障害のある人が安心して生活できる環境づくりに取り組めます。
- 区全体の方針として、経路や施設のバリアフリー化、広域生活拠点・地区生活拠点^{*}の一体的なバリアフリー化などにより、「だれもが暮らしやすく優しさと思いやりのあふれるまちめぐろ」の実現を目指します。バリアフリー化にあわせて、ユニバーサルデザイン^{*}の考え方を取り入れ、だれもが利用しやすい施設整備や取組を進めます。



取組 5 障害者グループホームの整備促進

施設整備や運営に要する費用の一部補助のほか、国公有地や空き家の活用についても関係所管と連携を図りながら障害者グループホームの整備を促進していきます。

実施策	R4(2022)年度 現状	R8(2026)年度 目標
⑨ 障害者グループホームの入居定員数の増加(障害施策推進課)	124人	132人

取組 6 住宅確保要配慮者への支援

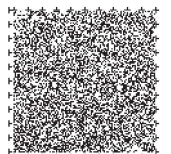
住まいの相談を生活支援と一体的に行うことで、ワンストップ型の相談支援体制の充実を図るとともに、物件同行、契約同行、転居支援などの事業を委託し、多角的なサポートを実施します。また、住宅確保要配慮者に対し、地域福祉・不動産関係・行政が相互に連携し、居住支援に関する情報提供や必要な支援策の検討・協議を行うことで、居住支援施策の推進を図ります。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑩ 住まいの相談の実施(福祉総合課)	実施		
⑪ 居住支援協議会の運営(福祉総合課)	実施		

取組 7 ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインによる施設整備や施設のバリアフリー化、インクルーシブな公園整備等により、公園等の機能拡充（リノベーション）を進めます。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑫ 公園等の機能拡充(都市計画課・みどり土木政策課)	公園 1か所 緑道 2区間	公園トイレ 1か所 児童遊園 1か所 緑道 2区間	公園トイレ 1か所 児童遊園 1か所 緑道 2区間



現状と課題

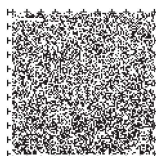
障害の有無にかかわらず、お互いに自分らしさを認め合い支え合いながら、共に生きる社会を実現してためには、障害のある人に対する差別や偏見を無くすことが不可欠です。

区では、目黒区障害者差別解消支援地域協議会において相談事例の情報共有、関係機関との連携、障害理解の周知啓発を行っています。また、区民向け講演会の開催や、障害福祉施設等の活動紹介等を行う「めぐろふれあいフェスティバル」の開催等を通じて障害理解・差別解消の推進に取り組んでいます。一方で、令和4年度に実施した障害者計画策定に関する調査結果では、差別をされたと感じたことがある人の割合は14.5%となっており、障害理解・差別解消の取組をより一層推進していく必要があります。

福祉や人権に関する知識と理解を深め、個性や違いを認め合う意識の醸成に向けて、福祉に関する学びの機会（福祉教育*）の充実に取り組んでいます。区立学校では、障害のある人との交流活動（点字・声かけ体験・車椅子体験・視聴覚障害者の話）、特別支援学級*と通常の学級との交流・共同学習や、パラスポーツの体験等を通じて、相互に個性や違いを認めて尊重し合える豊かな心を育む活動を推進しています。また、社会教育においては多様性と共生社会などをテーマとする人権尊重の講座を開催しています。誰も疎外することなく共に生きていく力と福祉課題を解決する実践力を地域全体で高めていくため、今後も福祉教育の推進が求められています。

施策の方向性

- 障害理解・差別解消のより一層の推進を図っていくためには、地域住民が地域に暮らす多様な人々について関心を持ち、お互いに理解し、受け入れることが重要です。そのために、区民への周知・啓発に当たっては、障害当事者の言葉や思いを分かりやすく伝えることを大切にするとともに、障害の有無にかかわらず相互理解を図ることができる交流の機会の場を提供します。
- 福祉教育の基本は、日常の中にある様々な触れ合いや体験を通じて、人権と多様性の尊重を実感し、福祉課題を学んでいくことであり、この視点に立って、福祉教育を推進していきます。



取組 8 障害者差別解消の推進

区民を対象とした講演会の開催や、めぐろ区報などの広報媒体の活用等により障害者差別解消に向けた周知・啓発を図ります。また、職員一人ひとりが、障害のある人へ適切な対応を行うことができるよう、職員に対する定期的な研修を実施します。

⑬ 障害者差別解消講演会の開催

区民が興味・関心を持って障害理解を深めていけるような講演会を企画・実施します。

⑭ めぐろ区報等の広報媒体を活用した周知啓発



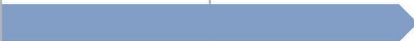

障害当事者の言葉や思いが分かりやすく伝わるよう工夫して周知啓発を行います。

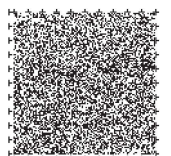
⑮ 障害者差別解消研修の実施

区全体の障害理解を深めるため、全職員を対象に研修を行います。

⑯ 障害を理由とする差別解消に向けた区民の人権意識の向上

区報掲載や人権啓発イベント等の啓発方法を検討し、内容を充実させます。

実施策	R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度
⑬ 障害者差別解消講演会の開催(障害施策推進課)	実施		
⑭ めぐろ区報等の広報媒体を活用した周知啓発(障害施策推進課)	実施		
⑮ 障害者差別解消研修の実施(障害施策推進課・人事課・教育指導課)	実施		
⑯ 障害を理由とする差別解消に向けた区民の人権意識の向上(人権政策課)	実施		



取組 9 交流機会の推進

障害のある人の日頃の活動の表彰、障害福祉施設等の活動紹介等を行う区民参加型のイベント（めぐろふれあいフェスティバル）の開催や、区立施設が主催するまつり等を通じて、障害のある人とない人が相互に理解を深めるための交流を推進します。

実施策	R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度
⑰ 障害者週間記念事業*「めぐろふれあいフェスティバル」の開催(障害施策推進課・障害者支援課)	実施		
⑱ 各区立施設等におけるまつりの開催(障害施策推進課)	実施		

取組 10 福祉教育の推進

福祉や人権に関する知識と理解を深め、個性や違いを認め合う意識の醸成を図っていきます。

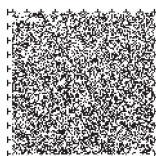
⑲ 学校・企業等での福祉学習の支援

目黒区社会福祉協議会が実施する、学校・企業等での福祉体験・ボランティア活動体験など、福祉学習の支援を行います。

⑳ 小中学校における福祉教育の推進

小学生には福祉体験学習ガイドブックを配付、中学生には特別支援教育 * 理解用副読本を配付し授業等で活用します。

実施策	R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度
⑲ 学校・企業等での福祉学習の支援(健康福祉計画課)	実施		
⑳ 小中学校における福祉教育の推進(教育指導課)	実施		



Interview

障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい地域づくりには、一人ひとりが、地域とともに暮らす多様な人々について関心を持ち、お互いに理解を深めていくことが重要です。

このコラムでは、視覚障害の当事者として、障害理解の促進に向けた福祉体験学習等の活動を行っている吉田 美津子さんのインタビューを紹介します。



▲ 吉田 美津子さん

活動内容について

主に小・中学校における福祉体験学習として、点字で名前を書いてもらい、それを指で触って読む点字体験。また、目の不自由な人への声のかけ方や誘導などを一緒に体験します。街には色々な不自由さを持つ人がいることに気付くきっかけになり、いつかこの体験を思い出してお手伝いする人が一人でもいたらいいなと思います。



▲ 打った点字を吉田さんに確認してもらう様子

嬉しかったこと

私は目が見えませんが、体験中、子どもたちの楽しそうな笑顔の様子と一緒に活動しているボランティアの方が教えてくれます。最後には、たくさん質問をして触れ合えるのは楽しいですね。また、街やバスの中で声をかけてくれた時、体験を覚えてくれていて嬉しかったです。

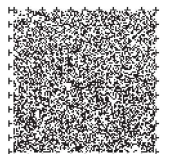
活動を通して伝えていきたいこと

心や体に不自由さを持つ人は、生活や行動、コミュニケーション等の制限や周囲の誤解・無理解等で「外に出たい・何か活動したい」と思ってもたくさんのバリアがあり、ためらいがちです。私もそうでした。けれど、中途失明の私も点字を覚えたおかげで、福祉体験学習等たくさんの方と交流ができ、徐々にお互いの理解が深まるのを感じました。不便さはあるものの、外に出て何か活動できることの大切さを感じています。

しかし、それには社会的な整備や周囲の方の理解が欠かせません。子どもの頃から触れ合うことでお互いを知るためにも、当事者と一緒に活動できる場を増やすことも大切だと思います。障害の有無だけでなく、不自由さを持つ人にも開かれた街であるといいですね。



▲ 質疑応答の様子



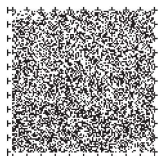
現状と課題

メンタルヘルスの不調や精神疾患は誰もが経験すると言われていますが、本人が苦しんでいても周囲からはわかりにくいという特徴があります。多くは治療により回復し、地域の中で生活ができるようになりますが、病状によっては入院治療が必要になる人もいます。障害の程度にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指していくために、国は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム *」の構築推進を示し、多様な精神疾患等に対応する土台作りを進めています。区は平成30年から取組を開始し、令和3年度から 目黒区精神保健医療福祉推進協議会を立ち上げ、まずは医療の課題に取り組むために医療関係者を中心に協議会での検討を実施しています。

精神障害のある人が地域で安心して暮らし続けていくために必要な継続的な治療への支援や地域での生活を支えていくため、今後は、保健・医療・福祉関係者の連携強化を図りながら、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた具体的な取組を更に進めていく必要があります。

施策の方向性

- 精神障害のある人が安心して生活ができる地域づくりを目指し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、目黒区精神保健医療福祉推進協議会を軸に普及啓発、アウトリーチ * 支援事業、入院中の精神障害者の地域生活支援に取り組んでいきます。
- 全ての人が生きやすい社会を形成する上では、地域住民の精神障害に対する理解が必要不可欠です。まずは支援者間での勉強会やピアサポート * 検討会を継続的に行います。また、精神保健事業の周知等により、家族支援にも取り組んでいきます。
- 未治療や治療中断等の方に対してはアウトリーチ支援事業など積極的な支援を実施し、継続的な医療が受けられる仕組みづくりに取り組めます。
- 都のガイドラインに沿った措置入院者退院後支援や、長期入院している精神障害者及びその家族に対して、地域移行支援・地域定着支援のサービス利用に向けた相談支援等を行う「精神障害者退院相談支援事業」を実施します。



取組 11 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるため、保健・医療・福祉関係者による目黒区精神保健医療福祉推進協議会を開催し、普及啓発、アウトリーチ支援事業、措置入院者退院後支援について検討します。

実施策	R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度
㉑ 支援者間での勉強会・地域住民等に向けた普及啓発(保健予防課・碑文谷保健センター)	実施		
㉒ アウトリーチ支援事業体制の見直し(保健予防課・碑文谷保健センター)	検討	実施	
㉓ 措置入院者退院後支援対象者への全数支援(保健予防課・碑文谷保健センター)	実施		

取組 12 精神障害のある人の退院促進

長期入院者の退院を促進するため、退院に向けた動機付け支援や地域生活に必要な施設の見学等を行います。また、精神障害者地域移行・地域定着推進連絡会 * を開催し、保健・医療・福祉等の関係機関と連携した支援を推進します。

㉔ 精神障害者退院相談支援事業利用者数の増加

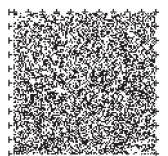
退院に向けた動機付け支援や地域生活に必要な施設の見学等を行い、サービス利用申請までの相談支援を実施します。

実施策	R4(2022)年度 現状	R8(2026)年度 目標
㉔ 精神障害者退院相談支援事業利用者数の増加(障害者支援課)	8人	10人

㉕ 精神障害者地域移行・地域定着推進連絡会の開催

保健・医療・福祉等の関係機関が連携して支援を行うため、連絡会を開催し、個々の相談ケースに関する支援方針の確認、検討や、情報共有等を行います。

実施策	R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度
㉕ 精神障害者地域移行・地域定着推進連絡会の開催(障害者支援課)	実施		



現状と課題

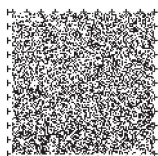
虐待は、本人の尊厳を害し、自立と社会参加を妨げるものです。家族等の養護者からの虐待のみならず、福祉施設や病院、就労の場などで自覚がないまま起きている場合や、障害のある人が虐待を受けているという認識が持てず、訴えにつながらない場合もあります。「目黒区障害者虐待防止センター」では、24時間365日の障害者虐待に関する相談・通報の受付、立入調査等を実施しています。令和4年度に実施した障害者計画策定に関する調査結果では、目黒区障害者虐待防止センターの認知度は17%であり、より一層の障害者虐待防止に向けてセンターの認知度を高める必要があります。

判断能力が十分で無い状態や家族の高齢化等の問題が生じた場合でも、地域で安心して暮らしつづけられるよう、成年後見制度の利用を促進しています。成年後見制度の利用が必要となった場合、権利擁護センター「めぐろ」を成年後見制度推進機関とし、制度の利用につながるよう支援しています。今後は、制度の利用が必要と認められる障害のある人を発見し、適切に必要な支援につなげるために、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援 * の地域連携ネットワーク）の構築に向けた取組が求められているため、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）及び、区の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関整備に向けた調査・研究を進めていく必要があります。

重度の障害や認知症などにより自ら意思決定を行うことが困難な状況になっても、意思決定に対する適切な支援を受け、社会とのつながりを持ち、支え合いながら生活していくことにより、自立した生活を営み続けることが可能です。区では、国のガイドライン * にある「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義の実現等の基本的な考え方等にとり、障害のある人の福祉サービス利用の決定等に努めています。また、意思決定支援の必要性や考え方等の共通理解を深めるため、区民を対象とした講演会の開催や、消費生活センター等と連携した消費者トラブルに関する啓発などに取り組んでいます。今後も支援者や区民に対し、意思決定支援に関する理解を広げていくことが重要です。

施策の方向性

- 令和4年度から、各障害福祉サービス事業所等に対し、従業者に対する障害者虐待防止のための取組が義務化されたことを踏まえ、障害福祉サービス事業所の従業者等への障害者虐待防止に関する周知・啓発を強化していきます。また、区民への周知・啓発も進め、虐待防止や人権擁護の意識の一層の浸透を図ります。
- 国の基本計画を踏まえ、地域連携ネットワークの司令塔としての役割や専門職等によるバックアップを担保する役割を担う中核機関の整備に取り組み、地域の実情に応じた包括的かつ多層的な体制づくりに努めます。
- 支援者を対象とした研修等の実施により、意思決定支援の共通理解を図り質の高い支援を行います。あわせて、意思決定支援の理解を地域に浸透させるため、区民を対象とした講演会を引き続き開催していきます。



取組 13 障害者虐待防止に関する周知・啓発の推進

障害者虐待防止センターでは、虐待通報や相談の受付、立入調査・指導改善・障害者保護等を迅速かつ適切に行い、障害者の生命や人権を守ります。引き続き虐待防止の意識の浸透を図るため、福祉施設職員、障害者団体及び区民に対し、虐待防止に向けた意識啓発を推進します。

㉔ 目黒区障害者虐待防止センターの認知度向上

周知啓発を充実させ、障害者アンケートにおける目黒区障害者虐待防止センターの認知度を向上させます。

実施策	R4(2022)年度 現状	R8(2026)年度 目標
㉔ 目黒区障害者虐待防止センターの認知度向上(障害者支援課)	17%	50%以上

㉕ 障害者虐待防止に向けた周知・啓発の推進

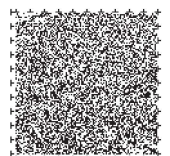
障害者虐待防止研修及び講演会及びリーフレット・ポスター等により、周知啓発を推進します。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
㉕ 障害者虐待防止に向けた周知・啓発の推進(障害者支援課)	実施		

取組 14 成年後見制度の利用促進

国の基本計画に基づき、地域の実情に応じた包括的かつ多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築、中核機関及び協議会の整備に取り組みます。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
㉘ 中核機関の整備(健康福祉計画課)	実施		

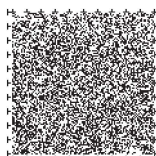


取組 15

意思決定支援の推進

後見人等を含む障害のある人に関わる支援者が常に「意思決定の中心に本人を置く」という本人主義を実現するため、支援者を対象とした研修を実施するほか、意思決定支援の共通理解を深める講演会を開催します。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
㊸ 支援者向け研修内容の充実(健康福祉計画課)	充実	実施	
㊹ 区民向け講演会内容の充実(健康福祉計画課)	充実	実施	



コラム3 虐待かな?と感じたら すぐ通報を

障害者虐待は、殴る、蹴るなどの暴力だけでなく、暴言や脅しなどの精神的苦痛も含まれます。障害のある人の生命や人権を守るためには、小さな虐待の兆候を見逃さずに早期に発見することが重要です。

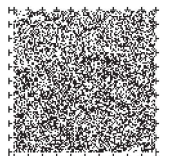
「目黒区障害者虐待防止センター」では、24時間365日の障害者虐待に関する相談・通報の受付、立入調査等を実施しています。

障害のある人が、家族・施設の職員・会社の事業主などに虐待されている、されているかもしれないと気づいたら、すぐに通報してください。障害者虐待をなくすため、皆様のご協力をお願いいたします。(通報したかたの個人情報は守られます、匿名通報も可能です。)

目黒区障害者虐待防止センター（障害者支援課）

電話 03 (5722) 8718

FAX 03 (3715) 4424



現状と課題

「目黒区要配慮者支援プラン」に基づき災害時の自力避難が困難な人を対象に、迅速な安否確認・避難支援等に活用するための避難行動要支援者 * 名簿（対象者名簿）を作成し、地域避難所等に配備しています。対象者名簿の登載者のうち本人の同意がある場合は登録者名簿に登載し、民生委員・児童委員 * や町会・自治会等の避難支援等関係者に提供しています。令和4年度末の登載者は対象者名簿 16,236 人、登録者名簿 9,972 人（登録率 61.42%）、名簿を保管する町会・自治会等は 86 団体中 53 団体です。引き続き登録者名簿の登録率を向上させるとともに、平常時から地域全体で災害対策の取組を進めることができるよう名簿を保管する町会・自治会等を拡大する必要があります。

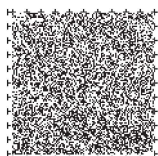
また、障害のある人や介護が必要な人について、あらかじめ緊急連絡先や避難支援者等を確認しておくことで、避難支援の実効性を確保するために、一人ひとりの状況に合わせた「災害時個別支援プラン」の作成を進めています。令和4年度末までの作成件数は 928 件であり、作成件数の増加に向けて取組をより一層進めていくとともに、プランの必要性等について更なる周知が必要です。

さらに、障害のある人が災害時に安全安心に避難するためには、平時から障害の特性に応じた準備や避難方法の確認は重要であり、区では、障害のある人に特化した防災訓練を実施しています。今後も多様なニーズに対応できるよう、取組を進めていく必要があります。

また、個別の事情等により、避難所に避難できず、在宅で避難生活を送る必要がある人に対する支援も求められています。区では、災害時等の停電時においても安全に生命を維持できるよう、在宅の人工呼吸器使用者に対し、日常生活用具給付等事業において家庭用蓄電池を給付対象としています。災害時等に必要不可欠な備えの一つとして、より一層の周知が必要です。

施策の方向性

- 避難行動要支援者名簿による支援を推進するため、周知・啓発と同意勧奨を行い、登録者名簿の登載者数増加を図ります。
- 地域包括支援センター、指定相談支援事業所、介護事業所等と連携を図り、「災害時個別支援プラン」のより一層の作成件数増加に取り組めます。プランの作成に当たっては、ハザードマップの被害想定地域や介護度・障害支援区分の重い人を優先作成するなどの工夫を行うことで実効性のある支援につなげます。
- 在宅避難者も安心して生活を送ることができるよう、引き続き在宅人工呼吸器使用者に対する家庭用蓄電池を給付します。



取組 16 避難行動要支援者名簿の作成・配備

避難行動要支援者名簿について、避難支援等関係者に提供する登録者名簿への登載を勧奨するとともに、名簿の提供を受ける町会・自治会等の増加に取り組みます。

① 登録者名簿への登載率の向上

避難行動要支援者名簿に関する周知・啓発と同意勧奨を行い、登録者名簿への登載率を向上させます。

② 地域全体での災害対策の推進

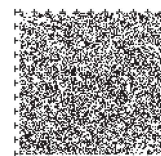
地域全体で災害対策を推進するため、避難行動要支援者名簿を保管する町会・自治会等を拡大します。

実施策	R4(2022)年度 現状	R8(2026)年度 目標
① 登録者名簿への登載率の向上(健康福祉計画課)	61%	65%
② 地域全体での災害対策の推進(健康福祉計画課) ※名簿を保管する町会・自治会等の割合	62%	70%

取組 17 災害時個別支援プラン作成の推進

災害時個別支援プランについて、地域包括支援センター、指定相談支援事業所、介護事業所等の作成支援者と連携し、プラン作成を促進するとともに、プランの必要性や活用方法等について、より一層の周知に努めます。

実施策	R4(2022)年度 現状	R8(2026)年度 目標
③ 個別支援プランの作成件数の増加(健康福祉計画課)	928件	3,500件



取組 18

障害のある人に特化した防災訓練の実施

災害時個別支援プランや要配慮者向け防災行動マニュアルを活用した防災訓練を実施し、多様なニーズや障害特性に合わせた避難行動や避難所での生活における対応策の検討を進めます。

実施策	R4(2022)年度 現状	R8(2026)年度 目標
⑳ 障害のある人に特化した防災訓練の実施(障害者支援課)	※R5(2023)年度 から実施	参加者数 延べ150人

取組 19

在宅人工呼吸器使用者に対する家庭用蓄電池の配備促進

人工呼吸器使用者が停電時においても人工呼吸器が稼働できるよう、家庭用蓄電池の支給事業（日常生活用具給付等事業）について、一層の周知に努め、家庭用蓄電池の配備を促進します。

㉑ 在宅人工呼吸器使用者の家庭用蓄電池配備率の向上

在宅人工呼吸器給付対象者のうち、配備されている人の割合を向上させます。

実施策	R4(2022)年度 現状	R8(2026)年度 目標
㉑ 在宅人工呼吸器使用者の家庭用蓄電池配備率の向上(障害者支援課)	50%	90%

コラム4 防災手帳～災害時個別支援プラン～を知っていますか？

「防災手帳～災害時個別支援プラン～」は、発災時の避難場所や支援者と離れている場合の連絡方法等を記入しておくものです。

障害のある人や介護が必要な人（要配慮者）が、ご家族等の支援者と一緒に確認しながら記入していくことで、お互いに情報の共有を図り、災害発生時に落ち着いた行動をとることができます。

いつ起こるかわからない災害への備えとして、準備をすすめていきましょう。

防災手帳は、区役所総合庁舎2階の健康福祉計画課、福祉総合課、高齢福祉課、障害施策推進課のほか、各地区の地域包括支援センターでも配布しています。

